

伊丹市条例第 3 2 号

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 8 日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条
例第３２号）

伊丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（令和７年伊丹市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２ 乳児等通園支援事業者は，法第３４条の１６第４項
において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき，
児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ
る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６
年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をい
う。以下この条において同じ。）を防止し，及び児童対象性暴力
等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため，児童等対
象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち，支
配性，継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接す
るものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定
する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければ
ならない。

付 則

この条例は，令和８年１２月２５日から施行する。